

## 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

### 施策展開の方向性(25)

#### 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

##### 【施策の必要性】

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の趣旨の実現など、学校教育の更なる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっています。このことは児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このような状況を打破するためには、業務改善やデジタル化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施することが必要です。教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高めることにもつながるなど、教育の質の向上という点において大変重要です。

#### 1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

##### (1) 教員の校務負担軽減のための時数軽減（拡充分）

従来の教務主任や生活指導主任などに加え、研究主任や学年主任など、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する。

##### (2) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22 学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置する。

##### (3) 学校マネジメント強化事業（再掲）

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備するため、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する「学校マネジメント強化モデル事業」を平成 29 年度から実施し、令和 4 年度からは、モデル実施の検証を踏まえ、本格実施に移行した。

学校に配置された会計年度任用職員は、1 日当たり 5 時間又は 7 時間 45 分、1 月当たり 16 日勤務し、副校長の指示の下、調査業務や服務関係の事務処理など、副校長が直接行う必要のない業務に従事する。

なお、小・中学校に配置する会計年度任用職員については、区市町村教育委員会が選考及び配置を行い、都教育委員会は財政的支援を行う。

##### (4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う会計年度任用職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助するスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を平成 30 年度から実施している。

これにより、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制

を整備する。

(5) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）配置モデル事業

学習に集中しにくい児童等への対応を教員の代わりに行う会計年度任用職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助するスクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）配置モデル事業を令和3年度から実施している。これにより、教員の負担軽減について効果の高い支援の在り方等を検証していく。

(6) 社会の力活用事業

小学校において、英語など新たな教育内容に対応するため、一部の授業を任せられるだけの専門性の高い外部人材を、特別非常勤講師として任用する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助する社会の力活用事業を令和3年度から実施している。これにより、教員の負担を軽減するとともに、児童が、実際の社会で活躍する外部人材との触れ合いを通じて、学ぶことの意味と自分自身の生活を結び付ける機会を得る等、教育の質を向上させていく。

(7) システムの活用による臨時的任用教員の確保支援

臨時的任用教員の候補者と各学校の希望条件等とのマッチングを支援するシステムを構築し、学校における候補者との折衝業務を効率化し、迅速な確保に繋がるとともに、副校長等の業務負担の軽減を図る。

(8) エデュケーション・アシスタント配置支援事業（再掲）

区市町村教育委員会が、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員を配置する際の任用費用を補助することにより、授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実を図る。

## 2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進（人事部）

(1) 在校時間の適切な把握と活用

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教員の在校等時間を客観的に把握している。令和2年4月1日からは、「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」等に基づき、教員が業務を行う時間を把握し、業務の削減や勤務環境の整備を進めることとしている。引き続き、管理職が教員の在校等時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。

## 3 教員業務の見直しと業務改善の推進（総務部）

(1) 統合型校務支援システムの整備（再掲）

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和4年4月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図る。

## 4 部活動の負担の軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

**施策展開の方向性②⑥****多角的に学校を支援する新たな体制を構築します****【施策の必要性】**

学習指導要領の改訂や社会的な要請に基づく教育課題の増加などにより、様々な対応が学校教育に求められています。これらの期待に応えていくためには、地域人材、豊かな知識や経験を有する高齢者、専門性を備えたスタッフ、教員OBなど、多様な外部・専門人材を、学校を支える人員体制として確保することが必要です。こうした人材の量的な拡大に伴い、学校ではその確保に係る負担が大きくなっていることに加え、外部・専門人材に児童・生徒に対する理解を深めてもらうことなど、学校ならではの資質・能力の向上も重要な課題となっています。

また、国際交流等を進めるためには、新たな交流先の開拓や交流手法についての調整などを、各学校が外国の機関と行うなど教員の専門外の事項への対応も必要となっており、その負担が一層増加しています。

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図っていくためには、これまでになかった方策も含めた多面的アプローチが必要です。

**1 公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）****(1) 公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携**

都教育委員会が、教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として令和元年度に設立した東京学校支援機構（TEPRO）では、以下の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施している。

なお、同機構は、令和4年4月に一般財団法人から公益財団法人へ移行した。

- (ア) 「人材バンク」により、学校が必要とする多様な人材を開拓・確保して必要な研修を行い、学校へ紹介する機能
  - (イ) 教員の懸案事項を専門家に相談して法律的知見に基づく助言を受けられる窓口の設置、都内公立学校の実情や特色に合った国際交流の実施などの教員をサポートする機能
  - (ウ) 学校施設における小口・緊急修繕工事を包括的に受託するなどの事務集約化機能
- 令和4年度は、当財団との連携による多角的な学校支援及び今後開始を予定する事業の実施準備などを行う。

特に、ICTの支援、教科指導、特別支援教育等に必要となる外部人材の確保及び学校への紹介など、学校からTEPROへ寄せられる期待に十分に答えていけるよう、緊密な連携を図る。